

報告第6号

委任専決処分をしたものについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 29 年 6 月 12 日提出

養父市長 広瀬 栄

専決番号	専決年月日	専決事項	内容等
第 2 号	平成 29 年 5 月 15 日	損害賠償の額を定め和解することについて	(内容) 平成 29 年 3 月 19 日、養父市八鹿町宿南地内で発生した公用車の事故についての物的損害 (損害賠償の額) 28,500 円 (過失割合) 市 10% 相手方 90% (相手方) [Redacted]